

植物防疫所

# 『植物防掲情報』

<http://www.maff.go.jp/pps/>

No.17

発行所: 農林水産省 那覇植物防疫事務所  
〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-11-1  
那覇港湾合同庁舎内  
TEL 098-868-0715  
ISSN 2186-1625

平成27年7月1日現在

植物防疫所のホームページ (<http://www.maff.go.jp/pps/>) では、法令改正や輸出入植物検疫に関する以下の最新情報を提供しています。

## 【法令改正関係情報】

- 【輸入】ペルー産ハス種のアボカド生果実の輸入が条件付きで解禁されました（平成27年6月15日）
- 【国内】「種馬鈴しょ検疫実施要領」が一部改正されました（平成27年4月27日）
- 【国内】「プラムポックスウイルスの緊急防除の実施について」の一部が改正されました（平成27年4月9日）
- 【輸入】「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」及び「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領」の一部が改正されました（平成27年3月27日）
- 【輸出】「オーストラリア向け輸出ぶどう検疫実施要領」を制定しました（平成27年3月24日）

## 【植物検疫関係情報】

- 植物防疫法に基づく輸出入検査等に係る不適切な事例を更新しました（平成27年6月12日、5月15日）
- 【輸入】「韓国における火傷病の発生に伴う宿主植物の輸入停止措置について」を掲載しました（平成27年6月1日）
- 【輸出】「二国間協議により検疫条件が定められている品目」を更新し、台湾、中国、タイ、米国、オーストラリア及びニュージーランド向け品目の条件を掲載しました（平成27年5月11日）
- 【輸出】「栽培地検査等、輸出検査以外の措置が必要な輸出先国・品目の検疫条件」へ、EU向けかんきつ類及び米国向けキクの条件を移動しました（平成27年5月11日）
- 【輸入】「*Xylella fastidiosa*に対する輸入検疫における緊急対応について」を掲載しました（平成27年5月19、8日）
- 【輸出】「輸出入条件検索詳細情報」の検疫条件一覧表（貨物、携帯品及び郵便）のうち、EU、スイス、ニュージーランド、ノルウェー、米国、カナダ、チリ、台湾の条件を更新しました（平成27年6月18、10日、5月18、14日、4月23日、3月5日）
- 【輸出】「輸出植物検疫カウンターの設置について」を掲載しました（平成27年5月29日、4月22日）
- 【輸出】「台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧」（平成27年産もも・すもも）を掲載しました（平成27年4月20日）
- 【輸入】「ドミニカ共和国から日本向けに輸出されるマンゴウ等の生果実の輸出停止要請について」を掲載しました（平成27年4月1日）

## 目次

* 法令改正関係情報、植物検疫関係情報 ～平成27年7月1日現在～	表紙
* 国際空港に輸出植物検疫カウンターを設置	1
* 使ってみよう 植物防疫所ホームページ（輸出編）	2
* 成田国際空港の第3旅客ターミナルが供用開始	3
* 動植物検疫探知犬の導入 ～那覇空港～	3
* 品目別に発見される病害虫とその傾向について ～カボチャ生果実～	4
* 那覇植物防疫事務所における国内検疫の取り組み	5
* 名古屋植物防疫所精密検定室などの整備について	6
* 被爆樹木のカンボジア向け輸出検査～出前授業を実施～ ～広島県～	6
* 博多港のクルーズ客船専用施設が供用開始	7
* 韓国で火傷病が発生しました（リンゴ・ナシなどの輸入を停止しています）	7
* 植物等の移動規制に関する広報強化週間について	7

# 国際空港に輸出植物検疫センターを設置

平成 25 年 6 月に閣議決定された日本再興戦略で平成 32 年までに農林水産物・食品の輸出を 1 兆円（平成 24 年当時約 4,500 億円、出典：農林水産統計）とする目標が決定されました。これを受け、農林水産省では、農林水産物や食品の輸出戦略を策定し取り組んでいます。

日本再興戦略には、観光立国実現への取組も目標に掲げられ、先般、食品が免税対象に追加（免税制度の改正）されたことにより、訪日旅行者へ農産物をお土産として販売することに国内の関心が高まっています。しかし、農産物を手荷物として海外に持ち出す場合は、全国の港や空港の植物防疫所で輸出検査を行いますが、特に、空港の施設内では事務所の所在が分かり辛く、またセキュリティ上の制限により不便な面もありました。

このため、植物防疫所では平成 27 年 4 月 29 日に成田国際空港（第 1 ターミナル及び第 2 ターミナル）及び福岡空港、5 月 29 日には羽田空港及び関西国際空港に輸出植物検疫センターを新たに開設し、そこで検査の実施及び植物検疫証明書の発行など輸出検疫業務を始めています。

今回、旅客ターミナル内に輸出植物検疫センターを設置したこと、旅行者の皆様がより便利に輸出検査を受けることができるようになりました。

諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧(早見表): 携帯品

種類 輸出相手国・地域	くだもの										やさい(果菜)				やさい(葉菜)				やさい(根菜)					
	カキ	キウイフルーツ	サクランボ	日本ナシ	ビワ	ブドウ	ウンシュウミカン	モモ	りんご	イチゴ	スイカ	トマト	メロン	ネギ	ミョウガ	ショウガ	ナガエイモ	ワサビ	コメ(精米)	緑茶(製茶)				
アジア	韓国	◎	◎	◎	×	×	◎	Q*	×	×	◎	×	Q*	◎	◎	◎	Q*	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	台湾	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	Q*	Q*	Q*	Q*	Q*	◎	◎	◎	◎	◎	
	香港	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	タイ	Q	Q	Q	Q	×	Q	×	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	
	シンガポール	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	マレーシア	◎	◎	◎	◎	◎	PQ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	インドネシア	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q*	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	
中東	アラブ首長国連邦	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	E U	Q	◎	Q	Q	◎	Q*	Q*	Q	Q	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	イスラエル	Q	◎	×	Q	◎	◎	Q*	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	
	ノルウェー	◎	◎	◎	Q	Q	◎	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	
欧州	ロシア	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	
	米国(本土)	x	P*	x	x	x	x	x	x	x	P*	x	x	x	x	P*	P	P	P*	◎	◎	◎	◎	
	カナダ	◎	◎	x	Q*	◎	Q*	◎	x	Q*	x	◎	◎	◎	◎	PQ	◎	P	P	◎	◎	◎	◎	
南北米・中	オーストラリア	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	ニュージーランド	△	△	△	△	△	△	△	☆	△	☆	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

【表中の記号について】

◎: 植物検疫証明書無しで輸出できます。Q: 植物防疫所の検査に合格して発行される植物検疫証明書を添付する必要があります。P: 相手国の「輸入許可証」の取得が必要です。

\*: 二国間合意に基づく特別な検疫条件を満たしたもののみ輸出できます。△: 輸出相手国の検疫条件が未設定のため輸出できないか、又は不明。×: 相手国が輸入を原則禁止しています。

【注釈】\*1 生産地に関する条件があります。\*2 キプロス向けは特別な要件が必要 \*3 輸入する期間によっては植物検疫証明書が必要 \*4 栽培地検査及び消毒が必要 \*5 栽培地検査が必要 \*6 消毒が必要 + センチュウ類を対象とした検査が別途必要となるため時間を要します。

【使用上の注意】

当早見表に掲載されている検疫条件は正確な情報の提供に努めておりますが、元となる諸外国の検疫規則は予告なく変更されることがあります。



輸出植物検疫センター

このように、旅行者の皆様に輸出植物検疫センターをご利用いただき、農産物をお土産としてお持ち帰りいただくことで多くの方に「日本産」の魅力をアピールし、今後の農産物の更なる輸出促進につなげていきたいと考えています。

なお、諸外国へ農産物を持ち出す場合、農産物の種類や輸出相手国（地域）により、植物検疫上の条件が異なります。例えば、植物検疫証明書を添付せずそのまま持出せる場合もあれば、そもそも相手国が農産物の持込みを禁止している場合や、植物防疫所で植物検疫検査を受け、植物検疫証明書の取得が必要な場合などもありますので、注意してください。（表参照）

（横浜植物防疫所 輸出検疫担当）



使ってみよう 植物防疫所ホームページ（輸出編）

先号でも紹介しましたが、海外へ植物を持ち出す場合、植物の種類や輸出先国により必要な検査や措置条件が異なっています。ここでは、植物防疫所ホームページを利用して輸出条件を調べる方法をご紹介します。

トップページ内の「輸出入条件検索」では、海外旅行される方が代表的な国及び植物について輸出入時の規制を調べることができる「旅行者用簡易検索情報」と、より詳細な情報を調べることができます。この中の「輸出条件詳細情報」では、主な野菜・果物について輸出先国が求めている検疫条件を貨物・郵便物・携帯品の輸送形態ごとにまとめた「輸出検疫条件早見表」(前ページ表参照) や、さらに詳

しい検疫条件や関係規則を調べることができる「各  
国の輸入規則等詳細情報」(図1)などの輸出関連  
情報を提供しています。また、「輸出検疫条件早見  
表」にある国名を選択すると、より多くの品目に  
ついて検疫条件をまとめた「品目別検疫条件一覧  
表」(図2)が表示されます。

海外に日本の果物や植物をお土産として持つて行きたい、又は郵便物や貨物で送りたい場合は、これらの情報をぜひご確認ください。ホームページで例示されていない植物を持ち出す場合など、ご不明な点は最寄りの植物防疫所までお問い合わせください。

(名古屋植物防疫所 輸出検疫担当)

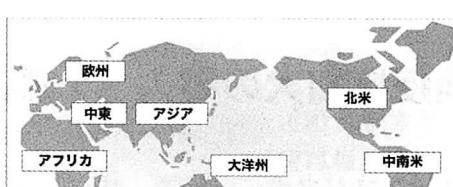
各国の輸入規則等詳細情報						
※この情報は、各国のホームページ、各國からの連絡等から入手した情報を整理したものです。掲載されていない国は情報整理され次第、追加していきます。下記以外の国及び最新情報については、植物防疫所にお問い合わせくださいか、各國のホームページ等でご確認ください。						
						
欧州	アフリカ州	中東	アジア	大洋州	北米	中南米
欧洲議会(EU) 加盟国: 28国 (アイルランド、イギリス、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、クロアチア、チュニジンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ギリシャ)	アフリカ州 モーリタニア セネガル モロッコ 毛里求斯 南アフリカ	中東 ドバイ カタール 毛里求斯 南アフリカ	アジア 日本 韓国 中国 韓国 日本 南アフリカ	大洋州 オーストラリア 新西兰 バヌアツ 斐济 瑙鲁 萨摩亚	北米 カナダ アメリカ合衆国 メキシコ チリ ペルー 智利 古巴	中南米 アルゼンチン スリナム コロンビア チリ ペルー 智利 古巴

図 1 各国の輸入規則等詳細情報

ホーム > 輸出入条件検索 > 輸出入条件詳細情報 > 各国の輸入規則等詳細情報 > 大韓民国 > 韓国 品目別検査条件一覧表(携帯品)

韓国 品目別検疫条件一覧表(携帯品)

分類	輸出品目	早見表での表記	主な植物検疫条件
果物	カキ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	キウイフルーツ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	サクランボ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	日本ナシ	×	韓国が輸入を禁止しています。
	西洋ナシ	×	韓国が輸入を禁止しています。
	ピワ	×	韓国が輸入を禁止しています。
	ブドウ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	ウンシュウミカン	Q	日本での輸出検査が必要です。 ただし、四国、九州及び南西諸島で生産されたものは輸出できません。
	モモ	×	韓国が輸入を禁止しています。

図2 品目別検疫条件一覧表（例）

## 成田国際空港の第3旅客ターミナルが供用開始

平成27年4月8日、成田国際空港でLCC(Low Cost Carrier:格安航空会社)専用の第3旅客ターミナルが供用開始されました。

近年、成田国際空港にLCCが相次いで就航し、本年6月からは香港との間に臨時便の増発が予定されるなど、LCCを利用する旅行客が増加しています。

植物防疫所では、第3ターミナルに植物検疫の専用カウンターを設置し植物防疫官を配置して、海外から日本への病害虫の侵入を防止する体制を整えました。



第3ターミナル正面外観

同ターミナルは国際線3社が4か国7都市を一日あたり9~11便運航しており、旅行客が戸惑わないよう、出発動線は青、到着動線は赤のラバーチップ舗装で色分けするなどの利便性が図られています。

今後とも、海外旅行に出かけられる皆様方に植物検疫へのご理解とご協力を願いします。

(横浜植物防疫所 成田支所)



第3ターミナル内植物検疫カウンター

## 動植物検疫探知犬の導入－那覇空港－

那覇空港新国際線ターミナルは、アジアのゲートウェイとして1年前に新設され、東南アジアからの観光客で賑わっています。その那覇空港で、平成27年3月23日から動植物検疫探知犬による探知活動が始まりました。

導入されたのは、オス2歳のビーグル犬2頭で、名前はラスティー号とシーザー号です。発達した嗅覚で、旅客手荷物の中の肉製品や果物類などを嗅ぎ分け見つけます。

探知活動は、国際線税関入国検査場で、探知犬とそれを操るハンドラー、アテンド(動物及び植物の各防疫官)がチームを組んで行います。探知犬は、検疫対象の果物などが入っている手荷物を見つけると、座ってハンドラーに知らせます。待機しているアテンドは、ハンドラーから連絡を受け、手荷物の持ち主に説明後、動植物検疫カウンターで検査を行います。

小型で見た目にかわいいビーグル犬ですが、手荷物の中の果実を正確に嗅ぎ分け、携帯品

検査、特にミカンコミバエやウリミバエの再侵入防止にも一役買っています。

この活動によって、動植物検疫を広く知つていただけると期待しています。

(那覇植物防疫事務所 那覇空港出張所)



探知活動中のラスティー号とハンドラー

# 品目別に発見される病害虫とその傾向について —カボチャ生果実—

植物の輸入検査では、植物の品目によって頻繁に発見される病害虫が特定化する傾向があります。今回はカボチャ生果実の輸入検査で発見される主な害虫について紹介します。

カボチャ生果実は、メキシコ、ニュージーランド、ニューカレドニア、トンガなどから、年間で約10万tが輸入されており、輸入検査ではチョウ目やハダニ科など輸出国によって特定の「種」が多く発見されています。

## チョウ目

輸入検査では、カボチャのヘタの部分からチョウ目の幼虫が多く発見されます。ニュージーランド産からはヒロズコガ科の*Opogona omoscopa*やハマキガ科の*Capua intractana*が、メキシコ産からはヤガ科のアメリカタバコガ (*Helicoverpa zea*)など、国内では未発生の種が多く発見されています。

チョウ目の幼虫は外観がよく似ているため、識別には顕微鏡を使って体表の刺毛の配置や腹部の脚の形状などを詳しく観察しますが、正確な同定には幼虫を飼育し、羽化した成虫での識別が必要となる場合もあります。



アメリカタバコガ（成虫）

## ハダニ科

ハダニ科の多くは、ヘタや果実の下の花がついていた部分にコロニーを形成した状態で発見され、そのほとんどが *Tetranychus* 属の種です。



*Tetranychus lambi* (雄成虫)

発見される種は国内既発生のナミハダニのほか、ニュージーランド産からは *Tetranychus lambi* や、メキシコ産からは *Tetranychus merganser* など、国内未発生のものも多く発見されています。

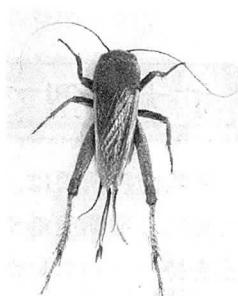
ハダニ科の成虫は0.5mm内外の小さな害虫であり、正確に同定するためにはプレパラート標本を作製し、高倍率の顕微鏡を使って背・腹面の皮膚上の条線や雄成虫の生殖器などの細部を観察する必要があります。

## その他

カボチャ生果実は木製ボックスに詰められて輸入されることが多く、木製ボックスの下やコンテナの床面などからカボチャを寄主としない様々な害虫が発見されています。ニュージーランドからはカミキリムシ科の *Arhopalus ferus* (国内未発生種) が、メキシコからはコオロギ科の *Gryllus* 属がしばしば発見されています。

*Gryllus* 属は特に南北アメリカに数多くの種が分布しており、互いに形態が酷似し、雄の鳴き声により識別する必要がある場合もあり、種までの同定は極めて困難です。

このように、カボチャから発見される害虫には国内未発生の種も多く、また、年によって発見される種が変わることもあるので、常に細心の検査を行っています。



*Gryllus* 属（成虫）

(神戸植物防疫所 コンテナー貨物担当)



木製ボックス詰めカボチャ

# 那覇植物防疫事務所における国内検疫の取り組み

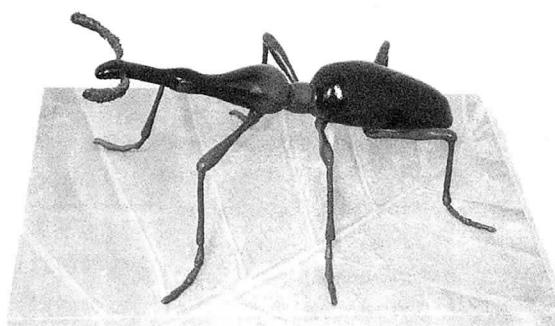
## サツマイモは持ち出せません！

沖縄県など南西諸島の一部と小笠原諸島から生ずるサツマイモを持ち出せないことをご存じでしょうか。これは、サツマイモの大害虫であるアリモドキゾウムシなどがこれらの地域に発生しており、九州以北の国内未発生地域へのまん延を防ぐために植物防疫法でその移動を規制しているためです。アリモドキゾウムシは、発生地で生産イモに大きな被害を与えており、食害されたサツマイモは、強い異臭と苦味を出すため、食用はもちろん、加工品や家畜の飼料にも使えません。

このように農業被害の大きな害虫ですが、沖縄県の久米島では、平成25年にアリモドキゾウムシの根絶に成功しました。これにより、久米島でのサツマイモの生産量は増加しています。同時に、アリモドキゾウムシの再侵入を防ぐため、沖縄本島などから久米島へのサツマイモの持ち込みが規制されました。

## 拡大模型で広報活動

植物防疫所では、移動規制制度を知つてもらうために、那覇空港や那覇港などで、サツマイモなどを持つていないかを旅行者の方々に声をかけた



アリモドキゾウムシ

害虫の拡大模型（全長25cm）

り、制度を説明したチラシを配っています。また、空港の出発ロビーには、アリモドキゾウムシの拡大模型を展示し、空港利用者の注意を促しています。沖縄県在住者は、移動規制を理解している方が多くなった反面、旅行者からは、「知らなかった」との声を聞くことがあります。今後も工夫をしながら、移動規制への理解を深めていきます。

## サツマイモの蒸熱処理

このように、移動規制の対象となっているサツマイモですが、農林水産省の定めた方法で蒸熱処理（水蒸気によりサツマイモ内部の温度を47℃まで上げて殺虫する）し、植物防疫官が処理を確認した場合は、未発生地域へ持ち出すことができます。この蒸熱処理は、現在、那覇植物防疫事務所と門司植物防疫所名瀬支所の2カ所で、お土産など個人用に限り、処理を行っています。農薬を使用せず、処理後に発芽させることも可能です。

蒸熱処理を希望する場合は、一度に処理する数量に制限があり、また処理時間がかかりますので、必ず事前にお問い合わせください。

那覇植物防疫事務所：098-868-1679

門司植物防疫所名瀬支所：0997-52-0459

（那覇植物防疫事務所 輸出及び国内検疫担当）



那覇植物防疫事務所の蒸熱処理装置

### 名古屋植物防疫所精密検定室などの整備について

近年、輸入苗、穂木及び種子の輸入検査では、発見が困難な病害虫の検出のため精密検定の必要性が高まっています。また、国内検疫では防除の対象としている病害を迅速かつ的確に同定することが求められています。

このため、名古屋植物防疫所では種苗類の精密検定を強化するため、名古屋植物防疫所が入居している名古屋港湾合同庁舎 9 階にあった会議室及び昆虫実験室を PCR 室、電気泳動室及び核酸抽出室からなる精密検定室などに改修しました。その後、精密検定室に必要な機器・機材（多検体細胞粉碎機、ゲル撮影機など）を整備し、平成 27 年 3 月 27 日に完成しました。今夏の稼働に向けて、試薬の作成、各施設及び機器の試運転を経て、遺伝子診断法による精密検定の試行を予定しています。

施設の稼働により輸入スイカ種子やメロン種子を対象としたスイカ果実汚斑細菌病の精密検定、隔離栽培検査でのウイルス病の同定や国内検疫で緊急防除を行っているウメ輪紋ウイルス

(プラムポックスウイルス (PPV)) などの検定が可能となるとともに、精密検定に関する技術向上を図り、名古屋植物防疫所管内での高度な検疫の実施に向けて取り組みます。

(名古屋植物防疫所 種苗担当)



核酸抽出室での PPV 検定

### 被爆樹木のカンボジア向け輸出検査 ～出前授業を実施～ 一広島県一

広島市立白島小学校では安田女子大学との共同研究により、4 年生の社会科教育の中で児童達に平和について自ら考えさせる平和学習プログラムを開催しています。

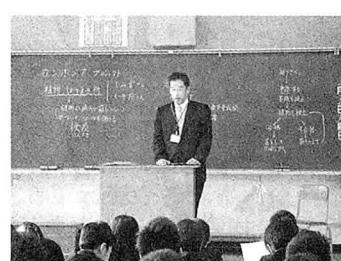
その一環として市内の被爆樹木を取り上げ、原爆により 75 年間は草木が育たないと言われた広島で、しかも熱線で焼けながらも現在まで力強く生きてきた被爆樹木の生命力を通じて子供達自身が命の尊さや生きる力などを学ぶという学習が行われています。この学習を更に発展させるため、大学の先生や NPO 法人の協力を得て、同小学校と交流があるカンボジアの教育青年スポーツ省や教員養成学校に被爆樹木の苗を届けようという「カンボジアプロジェクト」が立ち上げられました。

同小学校から広島支所にカンボジアへ植物を送る際の手続きについて問い合わせがあり、また、児童自ら手続きを行いたいとのことから、植物防疫官 2 名が同小学校に出向き、4 年生児童 75 名にカンボジアの輸入植物検疫条件や日本から植物を輸出する際の輸出検疫手続について説明を行いました。

平成 27 年 2 月 23 日、輸出検査申請のあったカンボジア向けクスノキ苗木 2 本について同小学校教室で輸出検査を行い、児童代表に合格証明書を手交しました。

2 月 26 日、この苗木は大学の先生が直接カンボジアに赴き、教員養成学校等に無事届けられたとのことです。

後日、広島支所に寄せられた児童達の感想文によると、輸出検査の実演については「かっこ良かった」「検査中（結果がどうなるか）どきどきした」など、植物検疫に対して好奇心や検査への緊張感などが綴られており、植物検疫を知つてもらう良い機会となりました。



出前授業の風景

(神戸植物防疫所 広島支所)

## ● 博多港のクルーズ客船専用施設が供用開始

平成 27 年 5 月 17 日、博多港に新設されたクルーズ客船専用の旅客施設「中央ふ頭クルーズセンター」が供用開始となりました。

博多港には、韓国・釜山への定期旅客（3～7便／日）や多くのクルーズ船が就航しており、平成 25 年は外国航路船舶乗降人員数が年間約 63.3 万人に達し、平成 5 年以降、21 年連続で年間の乗降人員数が日本一となっています。

特に、外国船籍クルーズ客船の寄港数は、アジア各国に対するビザ発行条件の緩和を追い風に、年々増加しており、今年は 249 隻（対前年比 217%）のクルーズ客船の寄港が予定されています。博多港では、定期路線と併せ、今後も乗降人員数のさらなる増加が見込まれています。

植物防疫所では、これら船舶を利用される皆様及び関係者の方々のご理解とご協力を得ながら

ら、今後とも植物検疫に万全を期すこととしています。

（門司植物防疫所 福岡支所）



接岸したクルーズ客船

（COSTA SERENA号、114,147t、定員 3,780 人）  
と中央ふ頭クルーズセンター

## お知らせ

### 韓国で火傷病が発生しました（リンゴ・ナシなどの輸入を停止しています）

平成 27 年 5 月 29 日、韓国政府は、リンゴなどの重要病害である火傷病の発生を同国内で確認した旨発表しました。それを受け、日本は平成 27 年 6 月 1 日付で韓国からの火傷病の宿主植物の輸入を停止しました。宿主植物には、リンゴ、二ホンナシ、セイヨウナシ、アロニア属植物などの生果実や苗木が含まれます。詳しくは、植物防疫所又は農林水産省のホームページをご覧ください。

### 植物等の移動規制に関する広報強化週間について

沖縄県全域、鹿児島県の奄美群島及びトカラ列島、東京都の小笠原諸島には、アリモドキゾウムシなど、農作物に大きな被害を与える病害虫が発生しています。これらのまん延防止のため、発生地域からの病害虫及びサツマイモやカンキツ類苗木などの寄主植物の移動が植物防疫法によって規制されています。植物防疫所では、これらの持ち出しが行われないよう、港や空港において広報及び取締りを行っているほか、旅行シーズンにあわせて「広報強化週間」を年 3 回設定し、全国一斉に重点的な周知活動を展開しています。

広報強化週間中は、旅行者の皆様へ植物検疫のリーフレットをお配りするほか、生産者や旅行業者、関係団体の方々へはポスターやチラシを配付します。病害虫のまん延防止のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

#### 今年度の移動規制植物等に関する広報強化週間

- 第 1 回 平成 27 年 4 月 20 ~ 24 日
- 第 2 回 平成 27 年 7 月 13 ~ 17 日
- 第 3 回 平成 27 年 12 月 14 ~ 18 日

